

福障福第 1107-2 号
令和4年 11 月 14 日

指定特定相談支援事業者 様
指定障がい児相談支援事業者 様

福祉局障がい者部障がい福祉課長
こども未来局こども部こども発達支援課長

特別地域加算の該当地域の変更について（通知）

平素から、本市の保健福祉行政の推進にご協力賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして、別添の通り、計画相談支援における特別地域加算の該当地域を変更することといたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 中山間地域等について
福岡県内の中山間地域等については別添資料参照。
- 2 適用時期
 - ① 旧穎田町及び旧大和町は令和3年4月1日以降の支給決定開始日に遡って適用する。
 - ② 旧柳川市及び糸田町は令和4年4月1日以降の支給決定開始日に遡って適用する。
 - ③ 大牟田市は令和6年3月31日まで該当地域に含むものとして取り扱う。
- 3 移行措置
 - (1) 項目2の①②に該当する対象者については、令和5年3月31日までに区へ連絡をした場合に限り、適用時期以降の支給決定日に遡及して当該加算を算定できるものとする。また、この時、サービス等利用計画案の再送付は不要とする。
なお、この移行措置で加算が算定される場合、区から受給者証が再送付されることはない。
 - (2) 項目2の③に該当する対象者については、令和6年4月1日以降は当該加算を算定せずに基本報酬のみを算定すること。

(参考法令)

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月30日厚生労働省告示第176号）

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課 指定指導第2係

担当：吉田

TEL：092-711-4249

福岡市こども未来局こども部こども発達支援課

担当：坂田、小西、長谷川、立花、竹中

TEL：092-711-4178

福岡県内の特別地域加算の該当地域（福岡市作成）

※特別地域加算を算定する場合は、別途交通費を徴収できません。

令和4年11月1日現在

利用者居住地	該当地域（15%加算）
1 北九州市	馬島、藍島
2 福岡市	玄界島、小呂島、旧脇山村
3 大牟田市	全域
4 久留米市	旧水縄村
6 飯塚市	旧筑穂町、旧穎田町
7 田川市	全域
8 柳川市	旧大和町、旧柳川市
9 八女市	全域
10 筑後市	旧羽犬塚町
13 豊前市	旧岩谷屋村
16 筑紫野市	平等寺、上西山、本道寺、柚須原、香園
19 宗像市	地島、大島
23 うきは市	旧姫治村、旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村、旧笠松村
25 嘉麻市	全域
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧松末村、旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市	全域
28 糸島市	白糸、旧福吉村、旧志摩町
29 那珂川市	旧南畑村
31 篠栗町	萩尾
34 新宮町	相島
37 芦屋町	全域
41 小竹町	全域
42 鞍手町	全域
44 筑前町	三箇山
45 東峰村	全域
48 広川町	旧上広川村
49 香春町	全域
50 添田町	全域
51 糸田町	全域
52 川崎町	全域
53 大任町	全域
54 赤村	全域
55 福智町	全域
57 みやこ町	全域
59 上毛町	全域
60 築上町	全域

※ 大牟田市（全域）は、令和6年3月31日までの間は該当地域です。

※ 特別地域加算を算定する場合は、支給決定を受けていることが必要です。

（サービス等利用計画案の余白に記入）